

東京都行政書士会北支部広報



第37号

2018年2月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

### 新年のご挨拶



#### 支部長 溝口庸一

35万人の北区民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

東京都行政書士会では、3つの共生、即ち「地域との共生・役所との共生・他士業者との共生」を活動理念としております。このうち支部活動としては地域に根ざし、地域の皆様と共に歩む「地域との共生」が重要な活動理念であると考えております。

私たち北支部では、偶数月には北区役所1階ロビーにおいて、また奇数月には各地域のふれあい館等において無料相談会を実施しております。毎回、相続や遺言作成、成年後見、近隣問題等、区民の皆様から多様なご相談が寄せられます。

また、東京都行政書士会では地域金融機関と協定を結び、皆様の資金需要にお応えできるよう、また相続や成年後見等のお困りごとについては金融機関から行政書士に繋げられるよう体制を構築しております。北区内に支店のある金融機関としては、日本政策金融公庫・城北信用金庫・第一勧業信用組合・中ノ郷信用組合各行と協定を結んでおります。お困り事は協定金融機関を通してご相談頂けるようになりました。

北区は高齢化率が23区で一番高く、「長生きするなら北区が一番」の各施策を講じております。相続人不明の空き家を出さないための遺言の作成や空き家の利活用、成年後見等、本年は地域を視野に区役所と軌を一にした活動を展開して参る所存です。地域の問題は行政書士にご相談をお寄せください。



#### 北区長 花川與惣太

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

溝口支部長様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、区政推進にご理解・ご協力を賜り、また、区民の方々の暮らしを守るために多大なるご尽力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

昨年、区政70周年を迎えた北区では、庁舎建設と王子駅周辺のまちづくりのための用地取得に向けた協定の締結など、これまでの歴史を礎に新たな一歩を踏み出しました。あわせて、まちづくりの一層の推進や東京2020大会を見据えた積極的な取組

みを進めています。

ここ数年、北区の人口は増加傾向にありますが、引き続き区の活力を維持し、未来に繋ぐ取組みを、区民の皆様とともに力強く進めていくことが必要です。今年も「地域のきずなづくり」と「ファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題として、少子高齢化への対応や防災・減災対策など、直面する課題に的確に対応し、北区のブランドメッセージ「住めば、北区東京。」を合言葉に、魅力あふれる北区の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

行政書士の先生方におかれましては、今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。



## 行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

## 平成30年新年賀詞交歓会を開催しました

平成30年1月17日（水）午後6時より北とぴあ15階ペガサスホールにて、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催、新年賀詞交歓会を開催しました。

はじめに、主催者を代表して溝口庸一支部長、政治連盟の徳山義行支部長が挨拶を行い、溝口支部長からは、「東京都行政書士会の活動理念の一つである『地域との共生』をさらに推し進め、無料相談会の充実、地域金融機関との連携に加え、地元町会・自治会等との連携に一層力を入れていきたい。」と新年の抱負が述べられました。また、政治連盟の徳山支部長からは、「他支部や他士業者の名板が各区役所など関係庁舎に掲示されているが、北支部ではまだ実現されていないので、ぜひ北区役所庁舎に北

支部の名板を設置していただきたい。」と、花川区長にお願いをさせていただきました。

ご来賓としてお越しいただいた花川区長はじめ、国会・都議会・区議会の各議員の皆様、地域・行政・他士業の皆様からは、北支部の活動への暖かい励ましのお言葉をいただきました。また会場では各テーブルで賑やかな笑い声が聞こえ、ご来賓の皆さまと北支部会員の親睦を深める時間を持つことができました。

本会にお越しいただいた皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今年も、皆様にとって良き一年になりますよう、お祈り申し上げます。

（広報部長 吉村信一）



溝口庸一支部長



徳山義行行政連支部長



常任豊会長



中西豊名誉会長のご発声で乾杯



左から、花川與惣太区長、太田昭宏衆議院議員、高木けい衆議院議員、池内さおり前衆議院議員、大松あきら都議会議員、曾根はじめ都議会議員、おときた駿都議会議員（ほか多数のご来賓の皆様にお越しいただきました）



新入・転入会員のご紹介



参加者全員で記念撮影



# 新年賀詞交歓会 ご来賓ご芳名

北区長	花川 與惣太様	(一社)東京都建築士事務所協会 北支部副支部長	丸山 吉栄様
衆議院議員	太田 昭宏様	(公社)東京都不動産鑑定士協会 相談事業委員会委員	齊藤 政治様
衆議院議員	高木 けい様	(公社)全日本不動産協会 東京都本部城北支部副支部長	三浦 繁様
参議院議員	青木 愛様	東京都行政書士会会長(北支部会員)	常住 豊様
前衆議院議員	池内 さおり様	東京都行政書士会名誉会長	中西 豊様
東京都議会議員	大松 あきら様	東京都行政書士会副会長	柴野 和夫様
東京都議会議員	曾根 はじめ様	東京行政書士政治連盟副会長(北支部会員)	島岡 清美様
東京都議会議員	おときた 駿様	東京都行政書士会支部長会議長	森川 英一様
北区議会副議長	宮島 修様	東京都行政書士会	光永 謙太郎様
北区議会自由民主党議員団幹事長	渡辺 かつひろ様	行政書士ADRセンター東京センター長	佐々木 正彦様
北区議会公明党議員団幹事長	稲垣 浩様	(公社)成年後見支援センターヒルフェ 専務理事	丸山 直樹様
北区議会日本共産党北区議員団副幹事長	本田 正則様	東京都行政書士会台東支部副支部長	渡邊 淳子様
北区議会民進クラブ副幹事長	花見 たかし様	東京行政書士政治連盟台東支部支部長	石井 伸幸様
北区議会議員	戸枝 大幸様	東京都行政書士会文京支部支部長	宮本 重則様
北区議会議員	佐藤 ありつね様	東京行政書士政治連盟文京支部副支部長	宮川 修様
北区議会議員	斉藤 りえ様	東京都行政書士会荒川支部支部長	岩片 信幸様
北区教育長	清正 浩靖様	東京行政書士政治連盟荒川支部支部長	安井 逸郎様
北区立中学校校長会副会長	小林 誠様	(株)日本政策金融公庫板橋支店支店長	黒岩 千春様
明桜中学校校長	大瀧 浩之様	(株)日本政策金融公庫上野支店 融資第二課長	古川 豊様
北区立小学校校長会副会長	藤井 和彦様	城北信用金庫ソリューション事業部部長	中山 正人様
滝野川小学校校長	久我 泰博様	第一勧業信用組合東十条支店支店長	菊地 幸則様
北区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘 施設長	横田 信之様	第一勧業信用組合尾久支店支店長	朝日 信行様
王子公証役場公証人	狩野 智雄様	(有)Kプランニング (きたシティ制作室)	桐生 靖子様
王子公証役場公証人	近藤 徹様	(有)石鍋商店代表取締役	石鍋 和夫様
東京税理士会王子支部支部長(北支部会員)	塚田 勝様		
東京司法書士会北・荒川支部支部長	小林 勇様		
東京土地家屋調査士会北支部副支部長			
(公社)東京都宅地建物取引業協会 北区支部支部長			

## 東京会新年賀詞交歓会レポート

平成30年1月11日(木)新宿の京王プラザホテルにて、東京都行政書士会・東京行政書士政治連盟・公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ主催の新年賀詞交歓会が、小池百合子東京都知事ほか多数ご来賓をお迎えし、盛大に開催されました。

常住豊会長は挨拶のなかで、昨年、新島で実施された無料相談会・セミナーに触れ、「東京都行政書士会では地域との共生を活動理念の一つとしているが、今年はリーガルサービスにアクセスしづらい山間部・島嶼部の方々へのサービス拡充を図っていきたい。」と抱負を述べられました。

(広報部長 吉村信一)



## 遺言書&エンディングノート書き方講座開催報告

平成29年11月16日(木)午後1時30分から、北とびあ7階第一研修室において「知って得する遺言書&エンディングノート書き方講座」を株式会社千代田セレモニー様との共催で開催いたしました。この講座には、20名の方にお越しいただきました。

講座は2部構成で開催され、第1部の「エンディングノート活用法講座」においては、株式会社千代田セレモニーの植村様にご登壇いただきました。エンディングノートを書く際に気を付けるポイントを、実際に起こりうる「ちょっと困った」事例を踏まえてわかりやすく説明をいただきました。具体的なエンディングノートの見本を確認しながら、ご自身やご親族の葬儀について記入しておきたいことを学ぶことが出来ました。

第2部の「クイズで学ぶ遺言書の書き方講座」においては吉村広報部長が登壇し、法律に従った遺言書の書き方の講義を行いました。その中では例えば「書くときに守らなければいけないルール」や「条件付の遺言を残すことはできるのか」というような、いくつかのクイズが用意されており参加者の方といっしょに、遺言を無効にしない書

き方や有効に残していくために書くべきポイントを学びました。講座全体を通じて参加者の方が真剣な表情で話を聞かれていたことがとても印象的でした。

エンディングノートも遺言書も、ともに自身の想いを後に残す文書です。しっかりとした書き方で大切な人に自分の想いを伝えたいですね。私たち行政書士も「街の法律家」として皆様の遺言書作成の一層のサポートができるよう日々精進・業務に励んでいきたいと考えます。

(北支部会員 高橋賢大)



## 教員のためのコミュニケーション・スキルアップ講座開催報告

平成29年10月27日(金)、今年度二度目となる「教員のためのコミュニケーション・スキルアップ講座」を滝野川第四小学校にて開催いたしました。前半はADRが従来の調停と異なる対話による当事者同席の調停であり、そのスキルを役立てていただきたいこと、学校問題へのアプローチの可能性や具体的なコミュニケーション・スキルについて講義が行われました。

後半は16名の先生方とともに私もロールプレイに参加し、傾聴技法と対話技法としての繰り返し(パラフレーズ)と言い換え(リフレーミング)を行いました。

傾聴技法では、話し手が「聞いてもらった」と実感する聞き方が重要であること、聞き手の反応

(視線、表情、相槌、頷きなど)が話し手の話しやすさにつながることをロールプレイの振り返りを通して確認しました。

対話技法では、繰り返しや言い換えの効果とそれらが必要な理由についての講義を織り交ぜながら、実際に例文を参考にして行いました。感情が含まれる言葉には、即座に言い換えることが難しい場合もあります。講師からは、すべてを言い換えようとするのではなく、すぐに相手に返してあげることが大切、とのコメントがありました。

本講座での学びを、相手の思いを受けとめるスキルとして様々な場面のコミュニケーションにお役立ていただけることを願っています。

(学校校間解決サポート委員 井上圭子)

## 地域の勉強会・セミナーに講師を派遣します!!

町内会や自治会、サークルなどで、法律の専門家を呼んでセミナーや勉強会を開催したいけど、予算があまりない…

そんなときは東京都行政書士会北支部にご相談ください!!

★ 3,4人の少数人数でもOK! ★ 複数の講師によるグループ指導も可能!

身近な街の法律家・行政書士を派遣いたします。

相続、遺言、成年後見などの題材の他、ご希望に合わせてオーダーメイドで講義内容を作成いたします。お問合せは03-5963-7437にお電話または、メール [info@kitashibu.tokyo](mailto:info@kitashibu.tokyo) にご連絡ください。

※ お打合せ、資料の準備等が必要となりますので、セミナー・勉強会開催の2ヵ月前までにご予約ください。



## 「行政書士が知っておきたい空家の知識と実務」研修会開催報告



松岡正樹 講師

東京都行政書士会北支部では平成29年10月14日(土)北とぴあ7階第二研修室Bにおいて、「行政書士が知っておきたい空家の知識と実務」と題して研修会を開催しました。北支部会員でもある常住豊会長、空家対策特別委員会の担当である田崎敏男東京会専務理事をはじめ、空家に関心を寄せる35名が参加し、熱心にメモをとりながら2時間の研修を受講しました。

平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という)が成立し、にわかに注目を集めるようになった空家ですが、問題は法律ができる前から起きていました。そうした空家をめぐる様々な問題を中野区の職員として約7年間携わり解決を図ってきた、松岡正樹氏を講師にお招きし具体的な体験を踏まえてお話いただきました。

行政書士が空家について何ができるのか、というのが最初の素朴な疑問ではないでしょうか。個々の行政書士ができることはなにか。こうした疑問に松岡氏は自ら行政書士の資格を持っていることもあり、ご自分の問題かのように考え、お話くださいました。

空家法により、行政は一定の条件の下、危険な空家を除去できる権限が付与されました。しかし行政としては除去が目的ではなく、できればそうなる前に土地や建物を有効に利用され続けてもらうことを望んでいるとのこと。

行政や他業士との住み分けを図表で示し、行政書士が提供できるサービスを予想。たとえば、空家所有者に対しては、①補助金制度を伴った利活

用へ向けた住宅改修等の工事への提言、②利活用工事の際の近隣住民への説明、③建築審査会での代理人(特定行政書士)などです。①の利活用における知識として、建替えが困難なため空家状態で放置されやすい無接道の敷地や、いわゆる木造4号建物に対し、大規模修繕や大規模な模様替を提案。大規模修繕や大規模な模様替えとはいかなるものか、丁寧にご説明いただきました。無接道の敷地に建てられている家は、借地の多い地区では決して少なくないとのことでした。

また、空家の利活用における、いわゆる脱法ハウスの問題を指摘。たとえば、レンタル・オフィスや倉庫と称しながら、実際には人が住むシェアハウスの問題なども実際に起きた事例を紹介しながら詳しく話していただきました。

国も地方自治体も、空家に関しては取組みを始めたばかりといえます。だからこそ、「いまのうちに空家の問題点と知識、そして解決の糸口を学ぶことは有益であった」と、参加者からありがたい感想をいただきました。

(副支部長・地域支援委員会副委員長 小島晴美)



## 暴力団排除等対策委員会特別研修会を開催しました

平成29年12月1日(金)、北とぴあ9階901会議室において、東京都行政書士会北支部主催「暴力団等排除対策委員会特別研修会」が開催されました。

はじめに、東京都行政書士会の常住豊会長より「私たちが業務中に反社会的勢力と関わらざるを得なくなるようなことがあったとき、警察と連携して自分自身とクライアントを守るように。」とのお話がありました。続いて東京都行政書士会暴力団等排除対策委員会の永澤委員長から、不当要求防止責任者講習を受講してグリーンカードを取得するようにとのご指導がありました。

研修会では、北区館内の赤羽警察署・王子警察署・滝野川警察署の刑事組織犯罪対策課のご担当者様より各管内の暴力団事情についてお話いただ

きました。そして、自分が暴力団と関わってしまった場合には早めの相談を心がけてほしいとのアドバイスをいただきました。また、情報が命なので、警察に情報提供をしてほしいというお話もありました。

ご担当者様からのお話を伺った後、DVDを視聴し、苦情と不当要求を見極めること、クレーマーに対しては相手を納得させることは考えず、平行線に持ち込むことが解決になることを学びました。

いつ、どのような場面で暴力団との関わりを持ってしまかわかりませんので、定期的にこのような研修を受けて勉強していきたいと思います。

(研修部 小林まどか)



## 赤羽駅前で街頭無料相談会を実施しました

平成29年10月3日（火）午前10時から午後3時まで、JR赤羽駅東口広場において、街頭無料相談会を実施しました。

北支部では毎月1回、区民向けの無料相談会を実施しており、会場は北区役所（10月以外の偶数月）やふれあい館等（奇数月）の屋内施設となっておりますが、10月は行政書士広報月間ということもあり、JR赤羽駅前に特設会場を設置し時間も拡大した特別相談会を実施しております。

当日は早朝に雨が降ったようですが、日中は例年通り真夏のような好天に恵まれ、絶好の相談会日和となりました。事前の予約件数こそ奮いませんでしたが、予約外・会場の幟やポスターを見ての「飛び込み」の相談者が多く、計46件のご相談をお受けすることとなり、一時は満席となるほどの盛況ぶりでした。また、会場周辺で足を止めてくださる方に相談員がお声掛けし、リーフレットをお配りするなどして、行政書士のPRを積極的に行いました。

今回の街頭無料相談会では、入会1年未満の新入会員4名もオブザーバーとして参加し、先輩行政書士とペアを組んで相談をお受けしました。新入会員にとっては、相談者の皆様の生の声を聴くことができ、先輩行政書士の相談スキルを学ぶことのできる貴重な機会となりました。

今後も北支部では、「身近な街の法律家」とし

て区民の皆様へ寄り添い、充実した相談会を実施して参ります。

（広報部長 吉村信一）



~~~~~

## 第26回 北区事業とくらしの無料相談会に参加しました

平成29年11月18日（土）午後1時から午後4時まで、北とぴあ地下展示ホールにおいて「第26回北区事業とくらしの無料相談会」が開催されました。

これは、各士業団体と弁護士法人東京パブリック法律事務所が主催し、北区の共催で年2回開催される相談会です。参加士業は、行政書士のほか弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、公認会計士の10士業です。

毎回、様々な相談に対して、複数の専門家のアドバイスを同時に受けることができ、このことが好評の要因となっております。今回の相談件数は計33件で、特に、相続・遺言、不動産に関する相談が多くを占めておりましたが、事業の開業に対する相談などもありました。

北支部からは7名が参加し、9件の相談に応じました。その他の士業の相談に対する参加件数は弁護士28件、司法書士21件、税理士11件、社会保険労務士5件、中小企業診断士3件、不動産鑑定士17件、土地家屋調査士10件、弁理士1件、公認会計士1件となっております。

終了後のアンケートは、「とても満足」が33

%、「満足」が48%と概ね好評でしたが、毎年11月の相談者数の推移をみて、来年からは、年1回の6月開催のみになってしまうのがとても残念です。

私自身も、他士業の皆様と同席して相談を受ける機会はありませんでしたが、大いに勉強になりました。今後は、相談者の期待に応えるため、相談者の抱えている問題をより丁寧に聞く姿勢を心がけ問題解決のお手伝いができるよう、相談会の更なる工夫・改良を行っていきたく思います。

（経理部長 柳沢裕治）



北支部から参加した相談員





# 北区をゆく 第8回 ～味の素ナショナルトレーニングセンター～



西が丘三丁目にある味の素ナショナルトレーニングセンター（味の素トレセン）は、国のスポーツ振興基本計画に基づき、国内のトップレベルのアスリートの総合的な技術向上を図る目的で、平成20年1月に開所しました。

味の素トレセンは、競技別の専用練習場である「屋内トレーニングセンター」「陸上トレーニング場」「屋内テニスコート」及び宿泊施設の「アスリート・ヴィレッジ」で構成されています。また、隣接する国立スポーツ科学センター（JISS）では最先端のスポーツ医学・科学の研究をしており、選手は両施設のサポートを受けながら、同一拠点において集中的・継続的に高度なトレーニングを行うことができます。また、ジュニア選

手の育成等、長期的な強化事業への活用も期待されています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでも、味の素トレセンでトレーニングを積んだ選手達のメダル獲得が大いに期待されます。

所在：北区西が丘3-15-1 ※見学には3ヶ月以上前からの予約が必要です。予約問合せ先：03-5963-0353（公益財団法人日本オリンピック委員会 ナショナルトレーニングセンター管理）

~~~~~

## ようこそ北支部へ!!

平成29年10月から平成30年1月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
佐藤 昭次	H29.10.31 文京支部より転入	行政書士国際ビジネス法務事務所	赤羽1-32-11 グアビル3F	-
吉田 尚弘	H29.10.31 目黒支部より転入	竹田紘己行政書士事務所	赤羽西1-39-8 コーポ 遠山304	03-5948-5428
狩野 智雄	H29.12.15	狩野智雄行政書士事務所	王子2-28-2	03-3913-1964
服部 詠子	H29.12.15 中央支部より転入	コーディネアル行政書士事務所	王子3-10-15-202	090-1546-0880
山田 路津子	H29.12.15 中央支部より転入	行政書士事務所realize	王子3-10-15-202	090-5991-5795



**服部 詠子**

入管業務・相続業務を2本の柱に、お客様の思いに寄り添える、優しく頼れる行政書士を目指しています。



**山田 路津子**

海外で幼少期を過ごした為、帰国後苦労しました。だからこそ日本で暮らす外国人をフルサポートしたいと思います。

~~~~~

## 外国人が日本で働くときは行政書士に相談を！



昨年の年末は、モンゴル出身の外国人力士のトラブルが世の中を賑わせたのは記憶に新しいところです。

ところで、外国人が日本で働くには在留許可が必要なことはご存知でしたでしょうか。日本で活躍している外国人タレントやスポーツ選手も例外なく在留許可が必要です。これらの外国人の在留許可申請手続きをサポートするのは行政書士の主力業務のひとつです。

適法な手続きを経て日本に滞在できることになったとしても、件の外国人力士のトラブルの例を見るまでもなく、母国を離れ、文化の異なる異国で働くというのは実は並大抵のことではありません。

そんな外国人の職場環境などに関するトラブルの

解決機関として、東京都行政書士会では「行政書士ADRセンター東京」という紛争解決機関を設置しています。ここでは外国人の職場環境や教育環境に関するトラブルの調停を行っています（外国人に限らず、自転車事故・ペットトラブル・敷金原状回復トラブルの調停も行っています。）

外国人の方が適法に、かつ、気持ちよく日本で働けるよう、行政書士は在留許可手続きやトラブル解決と両面でサポートしているのです。

外国人の在留許可については、お近くの行政書士に、職場環境などに関するトラブルについては行政書士ADRセンター東京（<http://adr.tokyo-gyos ei.or.jp/>）へぜひご相談ください。（副支部長・行政書士ADRセンター東京次長 山本恵美子）



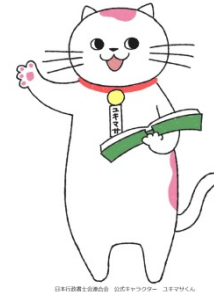


# 東京都行政書士会北支部

# 無料相談会

## ■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です  
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が  
分かりやすく丁寧にお答えします



## ■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

### 区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

**日時** 2月6日(火)、4月3日(火)、  
6月5日(火) 13:00~16:00

**場所** 北区役所第1庁舎1階ロビー  
(王子本町1-15-22)



### サテライト相談会・赤羽

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

**日時** 3月6日(火)  
13:00~16:00

**場所** 赤羽会館第7集会室  
(赤羽南1-13-1)



スマートフォン等でQRコードを読み込むと会場地図を表示できます。

※5月1日(火)、北赤羽ふれあい館での無料相談会を予定しております。

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安は一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

**☎ 03-5963-7437**



**info@kitashibu.tokyo**

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)



日本行政書士会連合会 公益キックスタート プロジェクト